

『自由研削用といし取替え等業務特別教育』

令和4年12月12・13日
定員：45名

を開催します

対象者 自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務を行う者



受講料 16,000円(非会員)
(1名分) 14,000円(鳥取県労働基準協会員)
受講料には、テキスト代、資料代、消費税等を含みます。

研修日時 令和4年12月12日 8時50分から17時00分(学科と実技)
及び 12月13日 指定時間帯の2時間(実技)
(※受講者数によっては13日の実技教育を行わない場合があります。)
教育時間(学科4時間・実技2又は3時間)

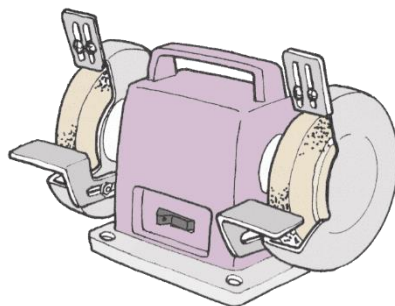
研修場所 鳥取県労働基準協会会館
(鳥取市若葉台南1-17)

受講申込みの締切日 令和4年12月2日(金)
及び受講料支払い期限

お申込方法などの留意事項

- ① 締切日の令和4年12月2日(金)までに、別紙の受講申込書を郵送、ファックス等でご提出ください。受講料のお支払い方法は申込書に記載してください。なお、申込数が募集定員(45名)に達した場合には、締切日前でも受付を終了しますので、ご留意下さい。
- ② 受講申込み後は、令和4年12月2日(締切日)までにキャンセルの連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんのでご了承下さい。
- ③ 受講終了後に、事業所へは「特別教育等受講者記録」を、受講者には「特別教育修了証」を交付します。
- ④ 当会館駐車場「P」(満車の場合)は右下の地図の「P1」、「P2」の駐車場をご利用ください。
- ⑤ 本特別教育は、建設業においては「人材開発支援助成金・建設労働者技能実習コース」に該当する講習です。詳細は、鳥取労働局職業安定課(Tel 0857-29-1707)へお問合せください。

「自由研削」とは、加工物を手にもって研削作業を、または機械を保持して加工物を研削することをいいます。卓上グラインダー、ハンドグラインダー、可搬式切断機などが該当します。



お問い合わせ先

電話 0857-52-5060 担当 丸山

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講者はマスクを持参、着用してください。また、発熱等のある方は受講を差し控えてください。受講受付時に検温を行いますのでご協力をお願いいたします。なお、その際発熱等が認められる場合は受講をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

自由研削用といし取替え等業務特別教育 受講申込書

申込受付票などは交付していませんのでご了承ください。受講日の開始時刻までにお越しください。

令和4年12月12・13日 開催

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	鳥取県労働基準協会 会員・非会員の別
		該当に○印をして下さい ・ 非会員事業場 ・ 基準協会員事業場

受講者数 (名) 受講料計 (円)

上記のとおり申し込みます。

受講料は 月 日に (振込み ・ 現金支払い) します。

受講料のお支払期限は、令和4年12月2日です。

振込先 鳥取銀行鳥取支店 普通預金 口座 No.0051204

名義人 (一社)鳥取県労働基準協会東部支部

令和4年 月 日

郵便番号

所在地

事業場

名 称

(業種 :)

(TEL)

(一社) 鳥取県労働基準協会東部支部 支部長 殿

(TEL 0857-52-5060 FAX 0857-52-5061)